平成２１年（フ）第２９２１号
札幌市東区北23条東７丁目３番10―205号
債務者　池田　春彦
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３５号
札幌市西区西野５条２丁目12番12号　宮田ハイツ２Ｆ
債務者　浦林　敏幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７９号
札幌市北区百合が原９丁目４番12―101号
債務者　山田　紗季（旧姓中島・出雲）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８３号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番４―503号
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８６号
札幌市北区北30条西９丁目５番11号　第一白山ハイツ201号
債務者　諏訪　照代
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９０号
札幌市東区東苗穂３条２丁目４番16号　第２ユニオンハウス202号
債務者　村上　時江
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００１号
札幌市中央区南10条西８丁目２番43号　ソエル中島公園Ｂ棟１号
債務者　中村　利男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００８号
札幌市北区北35条西10丁目１番12号　サンコート西麻生103号
債務者　桑名　國士
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７６号
岩手県九戸郡洋野町種市第３地割73番地37
債務者　上沢由希子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７４号
盛岡市みたけ１丁目８番30号　コーポ拓寿１階
債務者　吉田　好広
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５８４号
岩手県二戸市石切所字杉ノ沢８番地３　グリーンハイツ２Ｆ６号、旧住所岩手県九戸郡軽米町大字山内第20地割36番地１
債務者　前田　　集
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０９号
岩手県大船渡市立根町字向田15番地19
債務者　猪股　義勝
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６１０号
岩手県大船渡市立根町字桑原54番地３、旧住所岩手県大船渡市立根町字向田15番地19
債務者　猪股千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６５号
岩手県奥州市江刺区愛宕字西下川原124番地
債務者　小澤　　満
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１５５号
福島県大沼郡会津美里町米田字沢北乙1505番地、前住所東京都葛飾区西水元２丁目10番７号　菅生コーポ203　近野方
債務者　伊藤　雅之
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
群馬県高崎市中居町４丁目19番地９
債務者　長野　朋夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３４４号
群馬県高崎市町屋町548番地７
債務者　田谷　隆嗣
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３４８号
群馬県藤岡市下戸塚82番地３　クレスト藤岡208号　戸田方
債務者　岡本　弘樹
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部